

記者発表資料  
平成25年3月18日  
農林水産部農産園芸環境課  
農産食糧班 高橋 内線2841  
環境対策班 堀内 内線2845

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う大豆の出荷制限一部解除について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成25年1月4日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、宮城県に対し、指示されていた栗原市旧金田村の大豆出荷制限について、平成25年3月15日付けで一部解除されました。

### 1 出荷制限指示の内容

宮城県栗原市（旧金田村の区域に限る。）において産出された大豆について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理される大豆については、この限りではない。

### 2 今後の対応

・宮城県栗原市旧金田村で産出された大豆について、全袋検査を実施し、検査終了後、基準値以下であった大豆（袋単位）の出荷制限を解除し、出荷・販売等を可能とする。

参考 一部解除が予定されている旧金田村の作付け等の状況及び全袋検査点数（予定）  
作付面積約14ha，生産者18名，検査点数435点